

仕 様 書

1 委託業務名

第3次健康こうた21計画策定支援業務

2 委託業務の目的

平成26年度に策定された「みんなで育む第2次健康こうた21計画」及び平成30年度の間評価を経て、現行の計画が令和5年度に目標年次となる最終評価をした。国の「健康日本21（第3次）」や県の「健康日本21あいち新計画（令和5年度策定次期計画）」との整合を図りつつ、令和5年度実施したアンケート結果及び基礎的な地域データの分析、国や県の健康日本21次期計画の関連調査結果からの最終評価を踏まえ、町の関連諸計画並び健康に関する社会情勢や制度改革の状況を勘案した上で、令和7年度から令和18年度までの計画期間とする「（仮称）第3次健康こうた21計画」を策定するために必要な支援を行うことを目的とする。

3 委託業務期間

契約日の翌日から令和7年3月27日まで

4 業務内容

(1) 最終評価を踏まえた基礎的な地域データ及び資料の整理分析

町の健康増進事業の現状と課題の整理を行い、計画策定の基礎資料とするため、既存資料（統計資料、行政資料等）を収集整理する。

ア 統計的把握

イ 上位計画及び関連計画の動向調査

ウ 国、県との整合性の確認

エ 町施策の実態把握

健康課題をめぐる施策動向、幸田町の概要及び社会経済特性、地域福祉社会資源の整備状況、幸田町事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 健康課題の抽出

アンケート調査結果及び各種統計データ等からまとめられた最終評価を確認し、健康課題の確認を行う。

(3) 計画の骨子の検討

国の基本的な方針や計画、県の計画などの動向を把握する。また、本町の関連計画との整合性を図りながら最終評価を踏まえ、第3次計画の基本方針、重点項目、数値目標及び具体的な取組内容等をまとめ、計画案を作成する。

(4) 施策の展開、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの検討

ア 施策の展開については、各ライフステージに応じた、分野ごとに現状と課題、今後の方向性、取組内容と健康指標を検討する。現状については、根拠データを整理し示すこととする。

イ 健康指標の検討にあたっては、国・県の数値目標、本町の基礎的データや(9)に記載する町計画に定める数値目標等との整合を図る中で設定する。

ウ 健康目標、健康指標の達成に向け、個人、地域、行政・関係機関の取組について、町の実情を鑑み、ワーキング部会等の意見を反映しつつ検討していくものとする。

(5) 計画案の取りまとめ

検討結果をもとに計画案を取りまとめ、「健康こうた21計画策定委員会」、「ワーキング部会」での議論を踏まえ、計画案を作成する。

(6) 計画策定委員会及びワーキング部会等への運営支援

新計画の策定に当たって設置する「健康こうた21計画策定委員会」の運営について、策定委員会（年2回程度）、ワーキング部会（年4回程度）に出席し、概要説明や計画策定根拠資料提供を行うこととする。また、併せ会議の議事録を提出する。

なお、資料提供は会議の10日前までに提供すること。

(7) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用資料を作成し、町民からの意見に対する回答案を検討・作成する。

(8) 打合せ及び記録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は定期的に発注者と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項等を確認し、その内容については受注者がその都度打合せ記録を作成した上で、発注者へ提出する。

(9) 法令等の遵守

業務を実施するにあたっては、仕様書に基づくほか、下記の関連法令等を遵守するものとする。

- ・ 第3次健康日本21
- ・ 健康日本21あいち計画（令和5年度策定予定の新計画）
- ・ 幸田町総合計画
- ・ 幸田町地域福祉計画
- ・ 幸田町子ども・子育て支援事業計画
- ・ 幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画（令和5年度策定予定の新計画）
- ・ 幸田町食育推進計画
- ・ 幸田町国民健康保険 第3期データヘルス計画（令和5年度策定予定の新計画）
- ・ 幸田町次世代育成支援行動計画

・その他関連計画及び法令

5 成果品の提出

- (1) 打合せ記録 データのみ
- (2) 各会議等の議事録 データのみ
- (3) 計画書（A4版、本文単色、表紙カラー 150ページ以内） 100部
概要版（A4版、本文4色、表紙カラー、8ページ、観音折り製本） 1,000部
- (4) (1)、(2)、(3)のワード（Word）又はエクセル（Excel）データとPDFの電子記録媒体一式

6 提出書類

受託者は、契約締結後速やかに次に掲げる書類を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 主任者届
- (3) 着手届
- (4) その他町が必要と認める書類

7 工程管理及び進捗状況報告書

受託者は、工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。なお、町より進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに報告しなければならない。

8 権利義務の譲渡等

受託者は、本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、本町の承認を得た場合はこの限りではない。

9 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密は、第三者に漏らしてはならない。

10 成果物・データの所有権と著作権

成果物である報告書や使用されたデータの所有権、著作権は町に帰属する。

11 資料の提供と返却

必要に応じて本町からデータ・資料等を提供し、業務終了後は、速やかに町へ返却する。

12 その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ幸田町と協議し、決定すること。

- (2) 当該計画に係る実態調査、分析、評価事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、幸田町と協議の上、本業務内容を変更することができる。